桑名市告示第144号

桑名市介護保険特別給付おむつ購入費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 令和6年4月1日

桑名市長 伊藤徳宇

桑名市介護保険特別給付おむつ購入費支給要綱の一部を改正する告示

桑名市介護保険特別給付おむつ購入費支給要綱(平成27年桑名市告示第153号)の一部を次のように 改正する。

第1条中「。以下「条例」という。」を削り、「者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止を図るとともに、おむつ購入に要する経済的負担の軽減を図り、もって福祉の増進」を「要介護者の衛生的で健康な生活を支援するとともに、介護者の負担を軽減し、もって在宅福祉の向上」に改める。

第2条中「に基づく」を「第19条第1項の規定による」に改め、「受けている者」の次に「であって、次の各号のいずれにも該当しないもの」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院又は老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホームへ入所した者
- (2) 法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同 生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護又は法第48条第1項第1号 に規定する指定介護老人福祉施設を利用した者
- (3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅に入居した者
- (4) 高齢者等が共同で生活する形態の施設に入居した者
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく共同生活援助又は施設入所支援を受けた者
- (6) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護を15日以上利用する者
- (7) 病院又は診療所に入院した者
- (8) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (9) 法第66条に規定する保険料滞納者に係る支払方法の変更、法第67条に規定する保険給付の支払の一時差止め、法第68条に規定する医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止め及び法第69条に規定する保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例(以下これらを総称して「給付制限」という。)の対象である者
- 第3条中「おむつは」を「用品(以下「支給対象用品」という。)は」に改める。

第5条第3項中「法」の次に「第19条」を加え、「し、支給の必要がないと認めた者には桑名市介護保険特別給付おむつ購入費支給却下通知書(様式第3号)により通知」を削る。

第7条中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とする。

第8条中「おむつ」を「支給対象用品」に、「支払い、おむつと引き換える」を「支払うものとする」に改める。

第11条第2項中「おむつ」を「支給対象用品」に改める。

第12条中「おむつ」を「支給対象用品」に改める。

様式第1号を次のように改める。

介護保険特別給付おむつ購入費支給申請書

年 月 日

(宛先)桑名市長

申請者	住所 桑名市
	氏名
	電話

桑名市介護保険特別給付おむつ購入費支給事業を利用したいので、次のとおり申請します。

			住	所	桑名市	方 番			
利 用 者		者	ふりがな			性別	生年	月日	
			氏	名		男·女	年	月	日
1日のおむつ使用枚数						枚程	度		

介護保険の要介護度	(どちらかに○を付け	てください。)	
	要介護4	要介護 5	

在宅で、かつ常時 おむつを使用する 確認	事業所名及び氏名		(FI)
----------------------------	----------	--	------

様式第3号を削る。

附則

この告示は、公布の日から施行する。